

農業經營基盤強化促進

基本構想

令和6年3月改定

八尾市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 八尾市農業の概要

(1)八尾市農業の歴史と現状

本市は、大阪府の中央部東寄りに位置し、西は大阪市に、北は東大阪市に、南は大和川を境として松原、藤井寺の両市と東南部の柏原市に、東は生駒山系を境にして奈良県に接し、市域の総面積は 41.7km²である。古くから豊かな水田地帯であり、宝永元年(1704)に「大和川付け替え」が完成し、開発田が195haも増えた。その結果、綿作は旧来に増して普及発展したが、明治期の紡績業の発展に伴う外綿の輸入により衰退し、代わって大正・昭和初期に高安で花き類、恩智でいちご、久宝寺で葉菜等が栽培されるようになった。

本市の農業は、都市に近接しているという立地条件を最大限に活かし、いわゆる「換金性作物」の生産を中心に発展してきた。しかし、昭和30年代の高度経済成長に伴う急速な都市化の進展が農業労働力や農業基盤に大きな影響を与え、産業としての農業の地位を低下させた。それでも現在において都市に立地するという優位性を活かした軟弱野菜や花き等の施設園芸を組み合わせた高収益型農業が営まれている。

(2)農家数と農地

農家数は、農林業センサスによると昭和35年には 3,652戸であったが、昭和60年には、2,027戸と約6割に減少し、令和2年には859戸と約2割に減少している。

また、農地も高度経済成長期の急激な人口・産業（工場等）の流入により都市的利用に転用された結果、昭和35年には2,050haあった農地は、令和2年には351haと約2割に減少している。

農家数・農地の減少は、本市の農業経営にも影響を与え、昭和35年には専業農家が約3割あったが、平成17年には1割を割り込んだ。逆に令和2年には兼業農家を含めた販売農家でも約3割となり、逆に自給的農家が632戸全体の約7割を占めるに至っている。

しかし、令和2年で基幹的農業従事者は859戸のうち238人もおり、堅実な農業経営が行われている。平成3年の生産緑地法の改正に伴い、市街化区域内にあっては約183haを生産緑地に指定しており、この数値は、大阪府域の中で指定面積・指定率とも高位に位置するものである。さらに平成8年には本市東部山麓地域140haを農業振興地域に指定し、平成9年に農業振興地域整備計画を策定した。平成23年1月に「大阪府農業振興地域整備基本方針」が改正されたことを受け、平成26年に同計画の改定を行っている。

(3)生産状況

本市の農業は、昔から河内平野の稲作の中心地として栄え、江戸時代から「河内木綿」に代表される綿が生産され、その後、軟弱野菜や花き・花木に代わり、現在では、歴史的経緯と自然・社会条件にあわせた、高度な栽培技術を駆使し、各地区別に多様な姿を見せている。平坦地では、東南部を中心に軟弱野菜や枝豆・若ごぼうが、東部地域の北部及び中部山地から中腹にかけて平成8年3月に農業振興地域にも指定されており、府下でも有数の花き・切枝花木や植木が生産されている。

2 基本方針

(1) 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向

① 基本方向

「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市、八尾」をめざす本市は、まちづくりに農業が不可欠な要素であるにとらえ、現在営まれている農業活動を積極的に活かしつつ、農業基盤の整備や先進的技術の導入等を図りながら、経営基盤の強化を図ることとする。また、「八尾市総合計画」に沿って、安全安心で新鮮な農作物を消費者に提供できるよう、特産物の魅力発信や生産者と消費者との交流、安定的な農産物供給を担う生産者団体等への支援、生産基盤整備を含め農地保全に向けた取り組みを計画的に進めることとする。

このような農業生産の基盤となる優良農地の確保が重要であるため、平成26年8月に改正した八尾市農業振興地域整備計画に即して、市街化区域内の生産緑地を、農業を振興するゾーンとして秩序ある土地利用の確保に努める。

さらに、都市農業としてのメリットを活かし、消費者ニーズに対応した高付加価値農産物を供給できるようマーケティングから商品の開発、生産、販売までを行う一貫したシステムづくりや、直販施設の導入や市民農園の開設等による市民との交流型農業の推進等をめざす。

② 農業構造の展望

市内の農地は、都市化の進展に伴い、土地利用の混在が生まれているため、市街化調整区域においては、地域の実情に照らした優良農地の長期保全を図り、さらに、農業振興地域においては、農道や農業用水の確保等、農業生産基盤整備を重点的に行うとともに、近代化施設整備を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）に基づく農地中間管理事業を活用した担い手への利用集積・集約化、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成20年4月施行）に基づく「農空間保全地域制度」の活用を図る。市街化区域内の農地においては、生産緑地を中心に都市と調和のとれた農業の振興を図ることとする。

また、農業振興地域外でも可能な限り生産環境が維持できるように農空間保全地域制度の活用等による農地利用を進める。

次に、農家の組織化と後継者等の人材を育成する必要があるため、生産・出荷等における組織化を図るとともに、公的機関等の研究開発機関とのネットワーク化により情報交換ができるようなシステムづくりを構築していくこととする。

さらに、農業振興を図る上で、推進体制づくりが是非とも必要となるため、大阪府中部農と緑の総合事務所、家畜保健衛生所、農業委員会、大阪中河内農業協同組合、グリーン大阪農業協同組合等をはじめとする関係機関との連携を深め、農業者等の自主的な努力を助長するため、意欲と能力のある者が、農業経営の発展をめざすに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業等を総合的に実施するものとする。加えて、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図り、農業・農空間

を保全していく。

(2)農業経営の基本的指標

本市は、これまでに述べた農業構造の現状及びその展望の下に、農業が産業として自立しうる「魅力」と「やりがい」のあるものとなるよう、将来（概ね10年後 令和15年）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な農業経営の指標は、本市及び大阪府において現に行われている優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得を実現できる年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり550万円以上）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の多くを担う農業構造を確立していくことをめざすものとする。

(3)新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)の育成・確保に関する目標

① 新規就農の現状

本市の新規就農者は過去4年間（令和元年度～令和4年度）で5名である。従来からの基幹作物である枝豆、八尾若ごぼう、軟弱野菜、花き・切花花木等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

②新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

①に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、国版認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、府条例に基づく大阪版認定農業者や法人等を合わせて約3,600件を確保・育成するという目標を踏まえ、本市においては今後5年間で3名の当該青年等の確保を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 営農類型ごとの経営規模等の指標

No	経営類型	規模実面積 (a)			内容	備考
		露地	施設			
1	野菜専作 I (施設・露地野菜)	60	30	30	えだまめ ハウス 30a 露地 30a 葉ごぼう ハウス 15a 露地 10a しゅんぎく ハウス 5a 露地 延べ 60a	
2	野菜専作 II (ハウス野菜類 I)	40		40	なす ハウス 40a きゅうり ハウス 36a	きゅうりでハウスの一部なす育苗 (4a)
3	野菜専作 II (ハウス野菜類 II)	23		23	いちご ハウス 20a (育苗 3a)	直売及び直売所出荷 高設栽培 スマート技術 (複合環境制御、Co ₂ 施設用)
4	野菜専作 III (ハウス軟弱野菜専作)	30		30	しゅんぎく周年 ハウス 延べ 120a	
5	野菜専作 V (有機農業)	60	40	20	トマト ハウス 20a しゅんぎく ハウス 20a きゅうり 露地 20a さといも 露地 20a 玉ねぎ 露地 20a	有機JAS認証 契約出荷 しゅんぎくは摘み取り収穫
6	花き専作 (切花専作)	40	20	20	球根類 (フリジア等) ハウス 40a けいとう ハウス 20a (被覆フィルム除去後) 露地 20a	

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する指標

(1)生産方式

①水稲

高品質米を生産するため、適正品種の選定と品種にあった栽培技術の普及を推進する。

②野菜

都市農業の有利性を活かし、単位面積当たりの収益性が高く、周年生産が可能な品目あるいは周年生産の構成品目として優れた品目の導入を図る。また、省力化を図るため、施設化やスマート技術の導入等を図る。

低コスト化を図るため、生産性の向上や雇用労力の活用を見込んだ生産方式の導入を推進するとともに、高能率機械施設の共同利用や地域間、作物間における労働力調整システムづくりを進める。さらに、有機農産物等に対する消費者ニーズに応えるため、環境保全型農業の推進を図る。

③花き

消費者ニーズの動向に即応した新品種、品目の導入を進めるとともに、卸売市場の大規模化に対応するため、共選共販体制の整備を図る。また、プラグ苗利用や自動防除等、共同利用機械施設の導入を図り、省力化、低コスト化を推進する。

④観光農業

史跡や自然景観等の地域資源の活用を行いつつ、都市住民（利用者）のニーズと周年運営を考慮した農業公園や市民農園等の整備を進める。

⑤有機農業や大阪エコ農産物認証制度に基づく農産物生産

有機農業をはじめ、農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度のPR等により、多様化した消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

(2)土地基盤

地域の条件を活かしながら、多様なニーズに対応して、効率的な機械化作業体系の導入等を可能とする土地基盤整備を行うとともに、ほ場の集団化を図る。

(3)供給方式

多様な消費者ニーズに対応していくため、予冷库等の整備や包装資材の利用による鮮度保持に努め、契約栽培や産地直販等の多様な供給方式を推進する。

(4)経営管理の方法

簿記記帳や青色申告の導入を始め、経営の合理化、健全化を進める。また、経営体質の強化を図るため、経営管理能力や雇用管理能力の向上、自己資本の充実を進め、必要に応じて法人化を推進する。

(5)農業従事の態様

他産業並みの労働時間を実現するため、ヘルパー制度等の雇用確保のための体制の充実を図るとともに、農作業環境の一層の改善と休日制や給料制の導入などの労働条件の改善を進める。また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休憩時間の確保等、機械の安全使用の周知・啓発に努

める。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第1の2の(2)に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得220万円とし、労働時間を1,600時間以上とする。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本構想第2の1に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とする。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標は本構想第2の2に準ずるとする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特色ある優れた品質の枝豆、若ごぼうなどの農産物を安定的に生産するとともに、魅力ある地域社会を維持し、本市農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営、兼業農家、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる経営体を「農業を担う者」として幅広く確保・育成していく必要がある。

このため、本基構想第1の2基本方針(1)「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援するとともに、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農(農業経営の開始又は農業への就業)をしようとする青年等について、市内で安心して就農し定着することが出来るよう関係機関と連携した支援を実施する。

2 本市が主体的に行う取り組み

本市は、農業を担う者を幅広く確保及び育成するため、大阪府中部農と緑の総合事務所、農業委員会、大阪中河内農業協同組合、グリーン大阪農業協同組合等と連携して農業技術・農業経営に要する知識取得に向けた研修の開催や、必要となる農用地等や農業機械等のあっせん・確保、資金調達の支援を行う。また、就農後の定着に向けて販路開拓や農業経営等の相談対応の支援を行う。

長期的かつ計画的に達成していくため、次の取り組みを重点的に推進する。

(1)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

・受入環境の整備

大阪府中部農と緑の総合事務所農の普及課、大阪中河内農業協同組合、グリーン大阪農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって、大阪府中部農と緑の総合事務所農の普及課、農業委員会、大阪府農の匠、大阪中河内農業協同組合、グリーン大阪農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しによる話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、商工会議所や八尾市直売所開設者連絡会とも連携して、直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、大阪中河内農業協同組合が運営する直売施設「畑のつづき」、JAグリーン大阪が運営する「三野郷朝市」等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金、担い手確保・経営強化支援事業等の国の支援策や府の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市において、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保及び育成するため、下記の役割分担を基本として、関係機関が連携して取り組むものとする。

ア 本市及び農業委員会は、関係者が連携した就農等希望者の受入体制を構築するとともに、貸借可能な農地の確保や、就農希望者等に求める要件（研修経験や営農計画等）の情報提供、定着する上での相談対応等の支援を行う。

- イ また、本市及び農業委員会は、農地の集積・集約化に向けた地域での話し合いや地権者との調整等を行い、地域計画に定める農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、関係機関と連携して、営農環境の整備を進める。
- ウ 本市及び農業委員会は、地域計画に定める農用地の効率的かつ総合的な利用の実現を支援するため、農業を担う者に対する農地等に関する相談対応や情報提供、紹介・あっせん等を行う。
- エ 大阪中河内農業協同組合、グリーン大阪農業協同組合は、新規就農者等への営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要な支援を行う。

4 就農希望者等のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- ア 本市は、市内の農業者団体及び農業委員会等と連携し、就農希望者等の受入体制や就農希望者等を対象とする研修の実施状況、貸借可能な農地の情報等、就農希望者等が必要とする情報を農業経営・就農支援センターに情報提供する。
- イ 本市及び農業委員会、大阪中河内農業協同組合、グリーン大阪農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、農業経営・就農支援センターに情報提供する。さらに新たな農業経営を開始しようとするものが円滑に移譲を受けられるよう、農業経営・就農支援センター、農業委員会等の関係機関と連携して就農希望者等とマッチングを行い、必要な支援を行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者や第3に掲げる新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農業者などの今後育成すべき農業者、法人等が利用する農用地が、地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地に占める面積シェアの目標を示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域計画の区域内および生産緑地に占める面積シェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域計画の区域内および生産緑地に占める面積シェアの目標	備 考
面積のシェア：約40% なお、面的集積についての目標については、農地中間管理事業及び特例事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市及び農業委員会、大阪中河内農業協同組合、グリーン大阪農業協同組合等の関係機関が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら効率的かつ安定的な農業経営体への農地の集積・集約化を図るべく、下記のとおり本市の実情に応じた農地利用を促進していく。

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、農用地の利用については認定農業者等を中心とした担い手への集積・集約化を進めているが、集積された農用地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化した農地が近年増加傾向にある。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地利用ビジョン

本市では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積・集約化しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じる可能性が高い。また、今後10年で離農等により農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保等について適切な施策を講じなければ遊休農地化し、本市の農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積・集約化することを誘導等するとともに、農地中間管理機構との連携や農用地利用改善団体等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、本市の農地の効率的利用を目指し、もって農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

本市の将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ア 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ウ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- エ 振興作物及び地産地消の推進
- オ 地域計画の策定

なお、これらの施策の円滑な推進のため農空間保全委員会による関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等による指導体制の整備を行う。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、農業構造の現状及び地域特性を踏まえて、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画の策定
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 第18条第1項の協議の場の設定方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設定方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物（枝豆、若ごぼう等）の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、地域農業の担い手候補者（国版認定農業者、大阪版認定農業者、新規就農者、利用権設定を受けている者）、八尾市、農業委員、実行組合長、農地利用最適化推進委員、大阪中河内農業協同組合またはグリーン大阪農業協同組合、農地中間管理機構、大阪府中部農と緑の総合事務所、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

また、協議の場の参加者等からの協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を、八尾市魅力創造部農とみどりの振興課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

地域計画の策定区域（農業上の利用が行われる農用地等の区域）については、各実行組合が管轄する区域を元に、複数集落をまとめて区域を設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画の作成を検討するなど、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本市は、地域計画の策定にあたり、大阪府中部農と緑の総合事務所、農業委員会、大阪中河内農業協同組合、グリーン大阪農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進行管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他の農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的な努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用及び農業経営の改善を図る上で必要な作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- 1) 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ① 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - ② 農用地利用改善事業の実施区域
 - ③ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - ④ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - ⑤ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - ⑥ その他必要な事項
- 2) 農用地利用規程においては、1)に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- 1) (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき、法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、所定（農業経営基盤強化促進法の基本要綱、参考様式6-1号）の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- 2) 本市は、1)の申請があった場合、その内容を審査し当該申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をするものである。

- ① 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。また、実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用計画の達成に資するものであること。
 - ② 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ③ (4)の1)の④に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - ④ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- 3) 本市は、2)の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告するものとする。
- 4) 1)から3)までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- 1) (5)の1)に規定する団体は、農用地の保有及び利用の状況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権を受けて、農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができるものとする。
- 2) 1)の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の1)に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ① 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - ② 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ③ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
 - ④ 農地中間管理事業に関する事項
- 3) 本市は、2)に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の1)の認定の申請があった場合において、農用地利用規程について(5)の2)に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の1)の認定をする。
- ① 2)の②に掲げる目標が2)に規定する区域内的の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - ② 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが

确实であると認められること。

- 4) 2)で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなすものとする。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- 1) (5)の2)の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勸奨することができる。
- 2) 1)の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- 3) 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- 1) 本市は、農用地利用改善団体（(5)の1)の規定により本市の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体を言う。）が、農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援助に努めるものとする。
- 2) 本市は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、大阪府中部農と緑の総合事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（一般財団法人大阪府みどり公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関、団体の必要な指導及び助言が行われるように努めるものとする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る必要がある。本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発および地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行を促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機会の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定と情報提供の促進

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託について調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 地力維持及び堆きゅう肥、副産物の有効活用

本市は、地力維持及び堆きゅう肥、副産物の有効活用を図るため、家畜ふん尿等堆きゅう肥の使用の円滑な促進と稲わら、作物残さ、剪定屑等の有効活用の推進等の異なる経営部門間の地域複合を積極的に推進するものとする。

(2) 生産組織及び農業後継者の育成

本市は、生産組織の育成及びその活動の助長並びに農業後継者の支援、農業後継者及び青年農業経営者が行う自主的集団活動等に対し必要な支援、指導を積極的に行うものとする。

(3) 農産物の流通の改善

本市は、生産された農作物の販売価格の向上を図るため、農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、品質の統一、計画出荷等流通改善のための必要な施策を総合的に講ずるものとする。

(4) 農家の女性活動の促進

本市は、女性労働の軽減の促進、農家女性で構成する自主的集団活動等に対し必要な支援、指導を積極的に行うものとする。

(5) 地域資源の利活用及び保全の促進

本市は、農業振興地域中部において、自然や景観の保全に配慮しつつ、交流型農業施設や直販施設等、農業と自然を活かした都市住民とのふれあいの場としての整備を行い、農業の活性化を促進するものとする。

(6) 関連施策の推進

- 1) 本市は、農業生産基盤整備、農業近代化施設整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。
- 2) 本市は、農業基盤整備促進事業その他の助成事業の実施に当たっては、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを配慮するものとする。
- 3) 1)及び2)に定めるもののほか、本市は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(7) 推進体制等

1) 事業推進体制等

本市は、農業委員会、大阪府中部農と緑の総合事務所、大阪中河内農業協同組合、グリーン大阪農業協同組合を持って構成する八尾市経営・生産対策推進会議において、農業経営基盤強化促進事業の円滑、かつ効果的な実施及びその推進方策について協議するものとする。

2) 農業委員会等の協力

農業委員会、大阪中河内農業協同組合、グリーン大阪農業協同組合及び一般財団法人大阪府みどり公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮するものとする。

(8) 農地中間管理事業と特例事業の実施

- 1) 本市は、府下一円を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う一般財団法人大阪府みどり公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって、同公社が行う事業の実施の促進を図るものとする。

- 2) 市、農業委員会、農業協同組合は、一般財団法人大阪府みどり公社が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成29年3月6日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和6年4月1日から施行する。

八尾市農業経営基盤強化促進基本構想

令和6年（2024年）3月

発行者：八尾市 魅力創造部 農とみどりの振興課

〒581-0006 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

TEL：(072) 924-9864 FAX：(072) 924-0216

八尾市ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp>

刊行物番号 R5-222